

# 松阪の家づくり

「松阪の木」で安心・快適な家づくり

平成 17 年度から続く松阪の家づくり  
13 年間で 217 件の実績！



木をふんだんに使うってこういうことなんですね!

## 規模条件

自ら居住するために新築される一戸建ての住宅で、延べ床面積が 70㎡以上の住宅

## 木材条件

柱・はり等の構造材に、地域材「松阪の木」を 60%以上、または 10㎡以上使用する住宅

## 設計条件

「松阪の木」が柱や梁、壁などの内観と格子や外壁など外観双方目視できる箇所がある住宅

## 期限条件

「松阪の家」支援金を交付申請する年度の3月末日までに棟上げが完了する住宅



建築士、大工・工務店、製材業者、林業者とのふれあいを大切にした「顔の見える安心システム」により建設される住宅が、補助の対象となります。詳細は窓口にお問い合わせください。

皆様と建築士、大工・工務店、製材業者、林業者とのふれあいを一番大切にしています!

